

## 有機溶剤・特定化学物質等持込使用届

事業所の名称

所 長 名

殿

一次会社名

使用会社名

( 次 )

現場代理人

(現場責任者)

このたび、下記の有機物質・特定化学物質等を持込・使用するのでお届けします。なお、使用に際しては、SDS(安全データシート)内容を掲示し、作業員に対して周知を行うとともに関係法規を遵守します。

使用材料	商 品 名	メ ー カ ー 名	搬入量	種 別	含 有 成 分
使用場所					
保管場所			使 用 機 械 又 は 工 具		
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)				
作業主任者等	氏 名 作業手順書 添付 ( <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 )				
S D S	S D S 添付 ( <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 )				
換気等対策					

- (注) 1. 商品名、種別、含有成分等は材料に添付されているラベル成分表等から写しを記入して下さい。  
2. 危険物とは、ガソリン、灯油、プロパン、アセチレンガス等をいいます。  
3. 有害物とは、塗装、防水などに使用する有機溶剤、特定化学物質などをいいます。

提出の年月日を記入する。

令和2年9月1日

正式工事名を記入する。

## 有機溶剤・特定化学物質等持込使用届

事業所の名称 **八重洲建設(株)丸の内ビル**  
 所長名 **夏川 二郎** 殿

一次会社名 **大山建設(株)**  
 使用会社名 (二次) **(株)山田工務店**  
 現場代理人 (現場責任者) **間島 健児**

二次及び三次会社名を記入する。

フルネームを記入する。

二次又は三次会社の現場代理人名を記入する。

このたび、下記の有機物質・特定化学物質等を持込・使用するのでお届けします。なお、使用に際しては、SDS(安全データシート)内容を掲示し、作業員に対して周知を行うとともに関係法規を遵守します。

使用材料	商品名	メーカー名	搬入量	種別	含有成分
使用材料	ビニボン100	八重洲ペイント	30Kg	塩ビ塗料	トルエン・キシレン
	同上 シンナー	"	36Kg	シンナー	"
	コボンPR塗料液	平井ペイント	20Kg	エポキシ塗料	トルエン・MIBK
	同上 硬化剤	"	20Kg	"	アシン類
	コボンPシンナー	"	40Kg	"	トルエン・MIBK
使用場所	倉庫棟地下1階及び集配室塗装工事				
保管場所	事務所横材料置場に専用のコンテナハウスを設置	使用機 又は 工 具	ハケ塗り又はローラー塗り		
使用期間	R2年9月5日 ~ R2年11月30日 (予定)				
作業主任者等	氏名 <b>秋田 一郎</b>	作業手順書 添付 ( <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 )			
SDS	SDS 添付 ( <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 )	使用会社の作業責任者			
換気等対策	塗装開始から乾燥するまで、送風機にて送排気する。(エポキシ塗料の場合)				

書ききれない場合は『別紙の通り』と記載し資料を添付する。

- (注) 1. 商品名、種別、含有成分等は材料に添付されているラベル成分表等から写しを記入して下さい。  
 2. 危険物とは、ガソリン、灯油、プロパン、アセチレンガス等をいいます。  
 3. 有害物とは、塗装、防水などに使用する有機溶剤、特定化学物質などをいいます。

## 『有機溶剤・特定化学物質持込使用届』の目的及び主旨

当書式は実際に有機溶剤・特定化学物質などを持ち込み使用する協力会社が元方事業者に届け出るためのもので、元方事業者は内容を確認するとともに的確な指導を行わなければならない。

有機溶剤・特定化学物質は法規で定められ、取り扱い上の規制がある。報告漏れで管理の目が届かないため、法規に違反したり、不測の事故が発生することがないようにしなければならない。

(文書の交付等)

安衛法第57条の2

労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第56条第1項の物(以下この条において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第2項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省で定める事項

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

S D S      Safety Date Sheets

(安全データ・シート)

労働者の健康障害が発生する恐れのある化学物質等を譲渡するとき、提供者は譲渡、提供先に対してS D Sの交付が義務づけられ、関連事業者に対しても「危険性・有害性」の情報を周知しなければならない。(安衛法第57条の2)

化学物質のリスクアセスメントについて

事業者は対象となる化学物質についてはリスクアセスメントを実施し、その調査の結果について、掲示、配布等で業務に従事する労働者に周知させなければならない(安衛則34条の2の7、8)

## 1. 有機溶剤中毒の防止

### 有機溶剤中毒危険作業

有機則第1条による材料又は重量の5%以上を含有する混合物を使用する下記に該当する作業。

- (a) 屋内作業で通風の悪い場所での塗装又は吹き付け作業
- (b) タンク内等の防水工事
- (c) 屋内での内装工事

### 作業主任者の選任と業務

有機溶剤中毒危険作業を行うときは、有機溶剤作業主任者として「技能講習を修了した者を選任」し、下記の事項を実施する。

- (a) 作業に従事する労働者が有機溶剤に汚染され、又は、これを吸収しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮して作業を行う。
- (b) 局所排気装置又は、全体換気装置を1ヶ月を超えない期間ごとに点検を行う。
- (c) 保護具の使用状況を監視する。
- (d) タンク内部において、有機溶剤業務に労働者が従事するときは、有機溶剤中毒予防規則第26条各号に定める措置が講じられていることを確認する。
- (e) 事故の場合の退避：タンク等地下室、通風の不十分な屋内作業場等において、有機溶剤中毒の発生が生じた時は、直ちに作業を中止し、事故現場より退避する。
- (f) 有機則第32条による送気マスクを使用し、また保護具の使用：有機則第33条に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する。

### 換気設備の設置

有機溶剤中毒危険作業を行う時は、有機溶剤則第5条により局所排気装置、プッシュプル換気装置又は、全体装置を設ける。（ただし、周壁が2側面以上、かつ、周壁の面積の半分以上が直接外気に向かって開放されている場合で、問題が発生しなければ設けなくても良い。）

### 有機溶剤等の管理

- (a) 有機溶剤取扱い作業所又は、貯蔵庫には、有機溶剤の種類、取扱上の注意事項、有機溶剤中毒が発生した時の応急処置を分かりやすい場所に明示する。
- (b) 有機溶剤取扱い作業所又は、貯蔵庫に関係労働者以外が立ち入らぬように措置を講じ、消火器等設置する。
- (c) 喫煙所と有機溶剤の保管場所、取扱い作業場所を区分し、火気厳禁を表示し、通風に努める。

## 2. 特定化学物質の安全管理

化学物質等による労働者の健康を防止するため、「指定された有害物質を製造、販売しているもの（販売会社、メーカー等）は、購入者に対し、SDSを交付しなければならない（安衛法第57条の2）」と定められている。

統責者は、作業所で使用する化学物質等のSDSを販売店から提出させ、作業員に周知徹底させなければならない。（作業場所に掲示）

### 作業所の対応

- (a) SDSにより有害性及び危険性の内容を確認・把握する。
- (b) 作業手順書どおりの施工を確認する。

### 作業主任者の主な職務

- (a) SDSにより有害性及び危険性の内容を確認・把握する。
- (b) 取扱いの注意、応急措置などの作業手順書の内容を再確認する。
- (c) 作業員への周知・徹底する。

有害な化学物質が含まれている可能性のある建築材料

- ・塗料：錆止め、クロム酸化合物、塩化ビニール系、ポリウレタン鉛含有塗料
- ・接着剤：フェノール樹脂、合成ゴム、酢酸ビニール、ラメリン樹脂系接着剤
- ・防水材：アスファルト、シート、塗膜防水材
- ・急結材：硬質発泡ウレタンフォームに含まれる有機溶剤 等

化学物質取扱い作業のリスクアセスメント

労働安全衛生法第57条の3の規定により、一定の危険有害性のある化学物質（640物質）を取り扱う場合は、リスクアセスメントを実施する。

## 参 考

### 1. 危険物の安全管理

危険物（ガソリン、灯油、プロパン、アセチレンガス等をいう。）は、消防法関連法令を遵守する。

危険物の指定数量

消防法・令1条の11（第4類）

- 1. 特殊引火物 = 1気圧において発火点100°以下のもの又は引火点が零下20°以下で沸点が40°以下のもの  
ジエチルエーテル、二硫化炭素その他 ..... 50リットル
- 2. 第1石油類 = 1気圧において引火点が21°未満のもの  
アセトン、ガソリンその他 非水溶性液体 ..... 200リットル  
水溶性液体 ..... 400リットル
- 3. アルコール類 = 1分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和1価アルコールをいう  
アルコール類 ..... 400リットル
- 4. 第2石油類 = 1気圧において引火点が21°以上70°未満のもの  
灯油、軽油その他 非水溶性液体 ..... 1,000リットル  
水溶性液体 ..... 2,000リットル
- 5. 第3石油類 = 1気圧において引火点が70°以上200°未満のもの  
重油、クレオソート油その他 非水溶性液体 ..... 2,000リットル  
水溶性液体 ..... 4,000リットル
- 6. 第4石油類 = 1気圧において引火点が200°以上のもの  
ギヤー油、シリンダー油その他 ..... 6,000リットル

### 2. 石綿作業の安全管理

石綿障害予防規則（平成17年2月厚生労働省令第21号）に基づき、事前調査・作業計画・所轄労働基準局への届出・作業員の特別教育・作業主任者の選任・作業時の保護具の管理・作業場所の湿潤化・隔離等を遵守する。また、大気汚染防止法及び関連法令を遵守する。